

環境委員会

委員一覧 (20名)

委員長	松山 政司 (自民)	大島 九州男 (民主)	川口 順子 (自民)
理事	岡崎 トミ子 (民主)	佐藤 公治 (民主)	矢野 哲朗 (自民)
理事	ツルネン マルテイ (民主)	轟木 利治 (民主)	加藤 修一 (公明)
理事	中川 雅治 (自民)	広中 和歌子 (民主)	山下 栄一 (公明)
理事	橋本 聖子 (自民)	福山 哲郎 (民主)	市田 忠義 (共産)
	小川 勝也 (民主)	荒井 広幸 (自民)	川田 龍平 (無)
	大久保 潔重 (民主)	神取 忍 (自民)	(19.10.18 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び本院議員提出1件の合計2件であり、そのうち内閣提出法律案を可決し、本院議員提出法律案を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願2種類15件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

温泉法の一部を改正する法律案は、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に係る許可の基準の見直し、温泉の採取に係る許可制度の創設等の措置を講じようとするものである。委員会においては災害の防止に関する技術基準の内容及び策定時期、大深度掘削に伴うメタンの噴出や温泉資源への影響、分離したメタンの有効利用の促進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月23日、環境行政の在り方、環境省の随意契約見直しによる経費削減効果、二酸化炭素6%削減目標達成の具体的方法、水俣病の認定基準の見直し、二酸化炭素80%削減社会達成のためのビジョン、環境教育の充実、ディスプレイ製品及びコンクリート廃材の3R、大企業の排出基準違反及びデータ改ざん、化学物質規制等について質疑を行った。

11月27日、気候変動に関する国際連合枠組条約第13回締約国会議及び京都議定書第3回締約国会合閣僚準備会合に関する件について鴨下環境大臣から報告を聴いた後、同伴、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書、森林吸収源対策、海洋環境の保全、環境国債、環境会計、環境金融、気候変動と保険制度の在り方、電力分野の二酸化炭素排出源対策、六ヶ所村核燃料再処理工場の安全性等について質疑を行った。

12月25日、気候変動に関する国際連合枠組条約第13回締約国会議及び京都議定書第

3回締約国会合に関する件について鴨下環境大臣から報告を聴いた後、同件、京都議定書目標達成計画の見直し、鳥獣被害防止特措法と野生生物の保護管理、世界の水環境、再生可能エネルギーの導入拡大等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年10月18日(木)(第1回)

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年10月23日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政の在り方に関する件、環境省の随意契約見直しによる経費削減効果に関する件、二酸化炭素6パーセント削減目標達成の具体的方法に関する件、水俣病の認定基準見直しに関する件、二酸化炭素80パーセント削減社会達成のためのビジョンに関する件、環境教育の充実に関する件、ディスプレイ製品及びコンクリート廃材の3Rに関する件、大企業の排出基準違反及びデータ改ざんに関する件、化学物質規制に関する件等について鴨下環境大臣、桜井環境副大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 岡崎トミ子君(民主)、中川雅治君(自民)、神取忍君(自民)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、川田龍平君(無)

○平成19年11月15日(木)(第3回)

- 温泉法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について鴨下環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月20日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 温泉法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について鴨下環境大臣、桜井環境副大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] ツルネンマルテイ君(民主)、轟木利治君(民主)、川口順子君(自民)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、川田龍平君(無)

(閣法第4号)賛成会派 民主、自民、公明、共産、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成19年11月27日(火)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 気候変動に関する国際連合枠組条約第13回締約国会議及び京都議定書第3回締約国会合閣僚準備会合に関する件について鴨下環境大臣から報告を聴いた後、同件、気候変

動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書に関する件、森林吸収源対策に関する件、海洋環境の保全に関する件、環境国債、環境会計、環境金融に関する件、気候変動と保険制度の在り方に関する件、電力分野の二酸化炭素排出源対策に関する件、六ヶ所村核燃料再処理工場の安全性に関する件等について鴨下環境大臣、桜井環境副大臣、岩永農林水産副大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡崎トミ子君（民主）、小川勝也君（民主）、大久保潔重君（民主）、荒井広幸君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

○平成19年12月25日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 気候変動に関する国際連合枠組条約第13回締約国会議及び京都議定書第3回締約国会合に関する件について鴨下環境大臣から報告を聴いた後、同件、京都議定書目標達成計画の見直しに関する件、鳥獣被害防止特措法と野生生物の保護管理に関する件、世界の水環境に関する件、再生可能エネルギーの導入拡大に関する件等について鴨下環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡崎トミ子君（民主）、福山哲郎君（民主）、神取忍君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

○平成20年1月15日（火）（第7回）

- 請願第461号外14件を審査した。
- 土壤汚染対策法の一部を改正する法律案（参第11号）**の継続審査要求書を提出することを決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

温泉法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、本年6月に東京都渋谷区の温泉施設で起きた可燃性天然ガスの爆発事故等を踏まえ、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉の掘削に係る許可の基準の見直し、温泉の採取に係る許可制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の改正

法の目的として、現行法の目的である「温泉の保護」、「利用の適正」に、「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加える。

二、温泉の掘削に伴う災害の防止

温泉の掘削に伴う災害を防止するため、都道府県知事による許可の基準として、掘削

のための施設や方法が可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準に適合していることを追加するとともに、都道府県知事が災害の防止上必要な措置命令を行えることとする。

三、温泉の採取に伴う災害の防止

温泉の採取に伴う災害を防止するため、温泉の採取について、既存のものも含め都道府県知事の許可を受けなければならないこととし、採取のための施設や方法が可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準に適合していることを許可の基準とするとともに、都道府県知事が災害の防止上必要な措置命令を行えることとする。

なお、可燃性天然ガスが発生していない温泉については、都道府県知事の確認を受けて、温泉の採取の許可を受けることを要しないこととする。

四、その他

報告徴収及び立入検査の項目の追加等の所要の規定の整備を図る。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【 附帯決議 】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、温泉の掘削・採取に伴う災害の防止に関する技術基準及び災害防止措置が必要ない旨の確認基準については、都道府県の取組状況も踏まえ、災害防止措置の実施が確実に行われるよう的確な基準を速やかに策定すること。

二、暫定対策が完了していない施設が相当数あることから、事業者による災害防止措置の円滑かつ確実な実施を図るため、可燃性天然ガスの危険性や取扱いについて周知徹底するとともに、事業者の費用負担を軽減するために必要な支援策を検討すること。

三、温泉に対する国民の信頼を確保するため、消防を始めとする関係省庁間及び都道府県との緊密な連携に努めるとともに、可燃性天然ガスに対する安全対策の取組状況についての事業者による国民への情報提供の促進を図ること。また、硫化水素ガスなどの安全対策についても万全を期すること。

四、近年、国民のニーズの変化を受け、特に都市部において多くの大深度掘削泉の開発が行われていることにかんがみ、大深度掘削に伴う可燃性天然ガスによる災害の発生、温泉資源や周辺地盤への影響等について、速やかに調査・研究を行い、その結果を公表すること。

五、温泉に付随する可燃性天然ガスの大部分を占めるメタンは、二酸化炭素よりはるかに温室効果が大きいことから、地球温暖化防止及び資源の有効利用のため、分離したメタンの利活用を推進すること。

右決議する。

②参議院において継続審査となった議案

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案（参第11号）

【要旨】

本法律案は、現行法施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る土地については土壤汚染状況調査規定が適用されず不特定多数者の健康に被害が生じるおそれがあることにかんがみ、当該土地に公園等の公共施設や学校、卸売市場等を設置する場合には土壤汚染状況調査の対象とするために必要な措置を講じようとするものである。